

2013年2月14日

関係各位

公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会(JNB)
会長 池田 弘

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会(JVCA)
会長 安達 俊久

日本ベンチャー学会(JASVE)
会長 金井 一 頼

緊急提言

21世紀型の新たな国家戦略に向けて 高付加価値型ベンチャー企業の簇業

(簇業とは、湧きいずるように草木が群生する創業をいう)

緊急提言委員会メンバー

氏名	団体 役員	所属先
1. 松田修一 (委員長)	JNB副会長政策委員会委員長 JASVE理事	早稲田大学名誉教授・商学博士
2. 安達俊久	JVCA会長、JASVE理事	伊藤忠テクノロジーベンチャーズ 社長
3. 各務茂夫	JASVE理事・起業家教育ネット ワーク担当	東大産学連携本部事業化推進 部長 教授
4. 黒田達也	JNB特別参与、JASVE会員	事業創造大学院大学教授
5. 呉 雅俊	JVCA副会長	㈱TNPパートナーズ社長
6. 佐藤辰彦	JASVE理事、Ph.D	創成国際特許事務所、弁理士
7. 豊隅 優	東経連BC、ディレクター	日本ブランドアソシエイツ㈱CEO
8. 野長瀬裕二	JASVE産学連携委員、Ph. D	山形大学理工学研究科教授
9. 永瀬俊彦	東京NBC理事	事業創造キャピタル㈱社長

2

緊急提言

I. 問題意識

成熟国家日本の少子・高齢化の進行は、ハイコスト国家にならざるを得ない。数多くある日本の経営資源を活用しながら、「ベンチャー企業の簇業」を支援し、「高付加価値型ベンチャーのビジネスモデル」を緊急に確立し、日本国民の雇用を確保し、財政基盤である税収を安定化させる。

II. 現状認識

1. 超高齢化・成熟社会に突入した世界の実験国家日本

65歳以上の人口が23%に達し、今後加速する世界トップの超高齢化社会

2. 2011.3.11 東日本大震災からの復興途上

復興途上の東日本大震災のピンチを、チャンスに変える日本再生のモデルに

3. 既存上場企業の海外シフト行動の加速

上場企業は、国内の半分の投資で倍の利益を出す、海外に現住所を移転

4. 成長するアジア諸国との共存チャンス

新たなビジネスモデル提案で、日本の隣国である新興国の経済発展に貢献

5. 活かしきれない日本の経営資源

「地の利」「時の利」「技の利」「人の利」という経営資源の見直しと再活用

III. 提言要旨

技術革新や新たなコミュニケーション手法が加速的に進化し、新興国市場が急拡大する現在、日本の経営資源を活かし、高付加価値型ベンチャー企業の簇業を促し、世界に通用するビジネスモデルを確立することによって雇用と税収を確保する、またとないチャンスを迎えた。ここに、5つのテーマを緊急提言する。

1. イノベーション・エコシステムを体現する
プラットフォーム企業の推進を
2. リスクファイナンス導入のための規制改革を
3. ブランド・ガイドラインの策定と知的財産庁へ組織替えを
4. 大学改革と挑戦するリーダー人材の育成を
5. 中小・ベンチャー企業を簇業し、新たなビジネスモデルを確立、
展開するための自律した地域づくりを

1. イノベーション・エコシステムを体現する プラットフォーム企業の推進を

誰でもどこでも物が作れる時代が来た。時代に即応したニーズマッチングの製品を早期に実現するために、オープンイノベーションを重視し、国内外から多くの関係者が参画できるプラットフォーム企業を中心とした集積地の構築を急ぐ。製品やサービスの研究・開発・試作・事業化・市場化・産業化を一体としたモデルを実行するプラットフォーム企業や、そのプラットフォーム企業と連携した高付加価値ベンチャー企業を簇業する。企業間連携の中小・ベンチャー企業の簇業を一体としたビジネスモデルを集積する仕組みを構築し、イノベーション・エコシステムを経済社会に組み込む。

特に国内外と連携し、この仕組みを国内の特定地域や東日本大震災の復興地域でも実行する。

2. リスクファイナンス導入のための規制改革を

成熟国日本国で、金融資産 1,500 兆円を持つ日本国民、現預金を過去最高に保有している日本企業という現実がありながら、未来の日本への投資が行われない。この負のサイクルを打破し、国民や企業のストック資金が、日本の挑戦しようとする個人や企業に、フロー資金として流動化するために、次の4つの規制緩和を早期に実行に移す。

① 証券市場活性化のための日本版JOBS法の導入

米国でSOX法の適用緩和のため、JOBS法が施行された。小型ベンチャー企業の資金調達を容易にし、内部統制や開示を見直し、IPO維持費用の削減を目指す。

② 投資ファンド多様化のための日本版エリサ法の導入

ベンチャーへの投資資金の75%の出し手が欧米では年金基金であるが、日本では1%にも満たない。米国でベンチャーへの投資を可能にしたエリサ法を導入し、長期安定投資の運用を、多額の長期安定資金を必要とする高付加価値型ベンチャー企業の簇業を資金面で支援する。

③ 成熟社会の個人資金を集めるエンジェル・ファンド組成の制度化

画期的な現状のエンジェル税制の使い勝手を良くし、ベンチャーに貢献したい個人と適時適切に資金調達をしたいベンチャーを繋ぐためにエンジェル・ファンドを制度化する。

④ 法人版エンジェル税制創設と研究開発型ファンド投資の税額控除の認定

現在エンジェル資金の出してとして個人を前提にしているが、法人にまで拡大し、当該法人の当期利益の10%までを限度として税額控除を認める。また、ベンチャー企業にとって最大のハードルである、既存企業（特に大企業）の Proof of Concept の獲得を促す仕

組みとして、ベンチャー企業の製品・サービス等の評価・導入に際して、その出資額に見合う税額控除を認める。

3. ブランド・ガイドラインの策定と知的財産庁への組織替えを

国旗があるのみで、政府・省庁・地域の統一ブランドが無い状態で、ここまで豊かな日本を作り上げたのは、よい品質を適切な価格で世界に提供した日本の物づくり企業の努力の成果である。今後、世界の顧客基点に立ったビジネスモデルを日本から発信し、海外各地域で展開するとき、特許のみならず商標を含む国家ブランド戦略が欠かせない。国家（政府・省庁）・地域・企業のブランドを基本から構築し、その司令塔として特許庁を知的財産庁に組織替えすることが急務である。

4. 大学改革と挑戦するリーダー人材の育成を

日本の経済社会で最も遅れているのが大学改革である。国立大学の独法化という組織替えはあったが、若者と研究・教育者の集積の場である大学が、研究・教育・財政の自律を目指し、地域社会と世界に貢献するダイナミックな変革が見られない。大学発ベンチャー企業が2000社を数では超えているが、世界に輝く会社は出ていない。単なる研究者のための研究費投下や管理者教育ではなく、研究成果を社会還元する視点と世界に挑戦するリーダー育成の視点で、大学教育を再構築することが急務である。

5. 中小・ベンチャー企業を簇業し、新たなビジネスモデルを確立、展開するための自律した地域づくりを

日本国内には、世界から垂涎の技術を保有する中小・ベンチャー企業は多い。製品の複合化、技術の標準化やモジュール化・分業化、さらにクロスライセンスやパテントプール等で知財の共有が拡大し、彼らが、大手企業の下請けをする時代は終わった。自らの地域で、自らの能力を、世界に同時発信できる時代になった。自律する地域づくりとその中で簇業した中小・ベンチャー企業のビジネスモデルを内外に展開できる。一点突破型支援の効果は薄い。地域に若者や女性が回帰し、永続的発展をデザインした地域をベンチャー特区とし、考えられる規制撤廃と支援を行うべきである。

以上

緊急提言 各論

21世紀型の新たな国家戦略に向けて

高付加価値型ベンチャー企業の簇業

(簇業とは、湧きいずるように草木が群生する創業をいう)

各論テーマ

- I. イノベーション・エコシステムを体現するプラットフォーム企業の推進を
- II. リスクファイナンス導入のための規制改革を
- III. ブランド・ガイドラインの策定と知的財産庁へ組織替えを
- IV. 大学改革と挑戦するリーダー人材の育成を
- V. 中小・ベンチャー企業を簇業し、新たなビジネスモデルを確立、展開するための自律した地域づくりを

I. イノベーション・エコシステムを体現する プラットフォーム企業の推進を

I-1. イノベーション・エコシステムの現状と課題

- ① 技術に勝って、市場立上げ期に世界トップとなったが、市場成長期にビジネスで負けている事業や企業が続出している。
- ② 製品の複合化によって、技術の標準化・モジュール化・分業化に加え、クロスライセンスやパテントプール等で知財の共有が拡大し、垂直型統合モデルの崩壊が要因である。
- ③ 知財共有の拡大で、特許による市場参入の障壁がますます低下し、コスト競争力に優る新興企業のスピードについていけない。
- ④ 技術の裾野拡大による産業界の国内消耗戦により、海外進出の余力が低下している。
- ⑤ 遅々として東日本大震災地域の東北の復興が進んでいない。

I-2. イノベーション・エコシステムの確立に関する提言

- (1) 誰でもどこでも物が作れる時代が来た。オープンイノベーションに基づく、時代に即応したニーズマッチングの早期実現を可能にするプラットフォーム事業や事業を

推進する企業を輩出する。

(2)研究開発推進機関の横連携強化により、最先端開発技術プロジェクトの研究成果を事業化・市場化・産業化を一体としたモデルのスピードアップを図る。

(3)国民生活に直接貢献する研究成果の事業化・市場化を促進し、高付加価値型中小・ベンチャー企業を簇業する。

(4)東北復興を再生日本のイノベーションのモデルにする。

「エコイノベーション」とは、“自然、文化、経済間の健全な関わりを維持した新しい市場と新しい産業の創出”

(1)オープンイノベーションに基づくプラットフォーム企業の支援

① いつでも、どこでも物が作れる世界が来た。時代に即応した、ニーズマッチングの製品やサービスを、早期に実現するために、オープンイノベーションを重視し、国内外から多くの関係者が参画できるプラットフォーム企業を中心とした集積地の構築が急がれる。このようなプラットフォーム企業の元から、新たなビジネスモデル（儲ける仕組み）を持った中小・ベンチャー企業や高付加価値型ベンチャー企業が簇業される。

② 例えば、頭脳集団が企画・設計を行い、3Dプリンターなどで試作し、成果をEMSで生産し、製品をネット販売し、SCMで流通させる工場を持たない、プラットフォーム企業を中核とした集積事業や集積地を国内外への展開することによって、中小・ベンチャー企業の簇業を促進する。

③ このためには、オープンの中のクローズとしての中核知財や生産技術が不可欠である。プラットフォーム企業にとっては、特許に加えて、商標等ソフト知財の重要性が重要になる。特許中心時代の特許庁を、グローバル時代の攻めの知財を推進する知的財産庁に再構築し、プラットフォーム企業の司令塔としての役割を強化する。

(2)研究開発推進機関の横連携強化による最先端技術開発プロジェクトの推進と研究成果の産業化のスピードアップ

① 省及び関係機構による連携がないままイノベーション提案が行われている。国家予算の効率的活用と研究成果を上げるため、日本学術振興会（JSPS）、科学技術振興機構（JST）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、情報通信研究機構（NICT）等の横連携を徹底し、研究成果の事業化を産業革新機構等官民ファンドに繋ぐ国の一体的支援を促進する。

②最先端技術開発プロジェクトについては、業界全体の底上げ型護送船団方式を排除し、徹底した競争原理を導入し、国内外からの最適企業・最適人材による最適プロジェクトを推進し、プロジェクトの研究成果のスピードアップを図り、未来の日本の科学技術エンジンとする。

③基礎研究から実用化・事業化まで産学官で一体的に推進し、事実上の標準技術（デファクト）にすることに止まらず、シームレスな産業化推進体制を構築する。

(3)国民生活に貢献する研究成果の事業化・市場化事業の推進のため、シームレスな中小・ベンチャー企業の支援体制を確立する。

①縮小する先行投資予算を効率的に配分し、かつ研究成果を国民生活に直結するように、研究成果の事業化・市場化プロジェクト事業を充実する。

②この推進に当たり、技術優位性、市場競争性、さらに、市場化までの資金調達も含め、出口を見据えた事業をプロモートできるチーム編成を可能にする人材を育成する。

③当該事業が、国民生活に貢献したか否かを、事業推進過程、事業完了後（5～10年）を追跡調査し、成功・失敗事例を共有し、次なる事業の推進に役立てる。

④研究成果の優れた事業化案件をさらに推進するために、例えば産業革新機構の投資につなげる等、シームレスな支援体制を確立する。

(4)東北復興を再生日本のイノベーション・エコシステムのモデル地域とする。

①「復興庁を東北復興拠点に設置し、現場密着・責任権限の集中・意思決定のスピード化」ということを、東北ニュービジネス協議会を中心にして訴えてきた。当初からの改善は見られたが、依然として予算の未消化を始め、素早い対応ができていない。

②官主導と地域現場のズレとがないよう「民間による民間の活動」を後方支援する場をさらに強化すべきである。

③東北の運動体に「東北未来創造イニシアティブ」がある。東北の自主復興を実現する人づくり、街づくり、産業づくりを目的としている。「支援から自立」「起業家精神」「クロスセクター協働」「イノベーション（革新）」「東北の手による東北再生」を目指している。具体的には、起業プランニングコンペに発掘した方々を、個別メンタリング・相互触発・マッチング等を行うソフト支援を中心に行っている。

④このような民間中心のイノベーション・エコシステムをモデル事業とし、実行を挙げるプロセスを、世界に発信・支援をする。

Ⅱ. リスクファイナンス導入のための規制改革を

Ⅱ-1. リスクファイナンスに関する現状と課題

① 技術革新や新たなるコミュニケーション媒体の普及により、技術力の高いベンチャー企業及び企画・アイデア型ベンチャー企業の簇業がすでに始まっている。

- ② 彼らを支援する個別制度は、2000年前後から整備されたが、一体的支援になっていないために、制度の不備が目立ち、特にJSOX法の導入以降、IPO社数が大幅減少している。
- ③ 世界に飛躍する日本型メガベンチャーを長期に育成するVCのファンド資金の出し手としての年金基金及び機関投資家・金融機関からの資金が細っている。
- ④ 成熟社会となり、民間のストック金融資産を持つ企業や個人による「国民自らの意思による日本の成長戦略に寄与する」支援制度が不十分である。

II-2. リスクファイナンスの規制改革に関する提言

(1) 成熟国家となり、1,500兆円を持つ国民の資金が日本の挑戦しようとしている個人や企業に証券市場規制を見直し、国民から多様な資金調達を可能にする。このために、日本版JOBS法の導入やグリーンシート市場の見直しを行う。

(2) VCファンドの出し手の多様性を促進し、GPとしてのファンド運営の多様性を図る。このために、日本版エリサ法を導入し、高付加価値型ベンチャー企業の簇業を資金面で支援する

(3) 起業・開業を支援するエンジェル税制を見直し、使い勝手がよく、多くの国民が参加できる仕組みを作る。このために、エンジェル・ファンドの制度化や法人版エンジェル税制を創設し、研究開発費として当期純利益の10%の税額控除を認める。また、Proof of Concept（ある概念を証明するための、アイデアを実行に移すための資金援助など）の費用処理を認める。

(1) 日本版JOBS法の導入や、グリーンシート市場の見直しで、証券市場を活性化し、国民から多様な資金調達が可能にする。

① 証券市場（グリーンシート市場）を充実し、地域密着型中小・ベンチャー企業に、地域住民が自由に投資し、売却できる機会を創出する。

② 日本版JOBS法の導入により一定規模以下の企業のIPOについては、JSOX法の適用及び開示方法の緩和をする。すなわち、私募により適格投資家・適格期間購入者を探すために一般的勧誘・広告を解禁し、IPO登録届出書において、直近2年間の監査済み財務諸表の提供のみとし、内部統制監査報告書の免除、四半期報告を半期報告とする等中小・ベンチャー企業の成長のための資金調達が容易にし、IPO時及びIPO維持コストの削減を図る。

(2)日本版エリサ法の導入により企業年金等VCファンドの出し手の多様性を促進し、GPとしてのファンド運営の改革を図る。

- ① 年金基金、金融機関等がベンチャー企業やその支援をするキャピタルファンドに投資できるように、金融機関の中小・ベンチャー企業への出資割合5%制限を撤廃し、日本版エリサ法を導入し、機関投資家が長期資金を高付加価値型ベンチャーへ投資する道を拓く。
- ②ベンチャーキャピタル会社が連結決算をする場合に、全てのファンドを連結するルールを廃止し、連結対象をGP出資が50%超の場合に限定する。
- ③GPのベンチャー投資への適時情報開示をさらに促進し、ベンチャーファンドへの投資家との間の情報の非対称性を軽減する。
- ④事業会社などが、研究開発型ベンチャーに直接投資し、また彼らに特化したファンドに投資したときには、研究開発投資とみなして、10%の税額控除や費用処理を認める。

(3)起業・開業を支援するエンジェル税制全般を見直し、使い勝手がよく、多くの国民が参加できる仕組みを作る。

- ① 2010年以降ソーシャルアントレプレナーが増加し、国民一人一人の自律意識が高くなっている。起業や開業に個人資金を提供する現行エンジェル税制の対象は、設立3年未満の研究開発型ベンチャー企業に特化している。中小・ベンチャー企業の開業率を高め。国民の自律を促進するためには、全株式会社を対象とするように拡大すべきである。
- ②エンジェル投資上限1,000万円の現行制度は、年間所得があり源泉税を多額に支払っている個人にとってはメリットがある。しかし、給与所得がない退職した富裕層のストック資金を流動化するためには効果がない。そこで、限度額上限を1億円に引き上げ、同時に相続価値の評価を相続時時価の2分の一とすることによって、富裕層の富裕層の意思による自己財産を日本経済の将来に対して活用促進する道を拓く。

(4)個人エンジェルに加え、プロエンジェルがGPとして運用するエンジェル・ファンドや法人版エンジェル・ファンドを制度化する。

- ①個人投資家中心のエンジェル税制を、エンジェル・ファンド税制に拡大する。これにより、ベンチャー企業側の株主管理上の煩雑性を削減でき、ベンチャー企業を支援したいが、個別ベンチャー企業の知識がない個人が安心して少額の資金を提供する仕組みを制度化する。
- ②現在エンジェル税制は、資金の出し手として個人を前提にしているが、法人にまで拡大し、当該法人の当期利益の10%までを限度として税額控除を認める。また、ベンチャー企業にとって最大のハードルである、既存企業（特に大企業）の Proof of Concept（ある

概念を証明するためのアイデアを実行に移すための資金援助など)の獲得を促す仕組みとして、ベンチャー企業の製品・サービス等の評価・導入に際して、その出資額に見合う税額控除を認める。

③ エンジェル・ファンドは、その運用期間を15年と長期化し、ベンチャー企業の育成に従って、選別・追加投資ができるように個人や法人の分割投資を原則とし、投資の都度②の税額控除を適用する。

Ⅲ. ブランド・ガイドラインの策定と知的財産庁への 組織替えを(日本や地域、企業のブランディング)

Ⅲ-1. ブランド確立(国・地域・企業のブランド)に関する現状と課題

- (1) 国・省庁のバラバラな日本ブランド体系が、世界における日本ブランドの存在感を弱めている
- (2) 一貫性のない国・省庁のサイトやコミュニケーションツール等が効率の悪い情報発信になっている。
- (3) 経営資源としての日本文化や地域ブランド等の海外対応モデルが不在である。
- (4) 日本ブランドを支える東北の地域ブランドや技術力の高い中小企業ブランドが大打撃を受けている。
- (5) ブランド確立のできない技術力の高い中小企業や良質なベンチャーがビジネスの機会損失を招いている。

Ⅲ-2. ブランド確立(国・地域・企業のブランド)に関する提言

- (1) 国・省庁のバラバラな日本ブランド体系を整備し、世界対応の「ブランド・ガイドライン」を構築する。
- (2) 日本ブランドの効率的・効果的な情報発信すべく、一貫性のある国・省庁のサイトやコミュニケーションツール等を構築する。
- (3) グローバルな視点から地域資源を掘り起こし、海外対応する統一ブランドの保護強化や戦略的活用の支援強化をすべきである。このために特許のみならず商標を含む国家ブランド戦略を推進し、司令塔として特許庁を知的財産庁に組み替える。
- (4) 東北の地域ブランドや中小企業ブランドの再構築を日本のブランドイノベーションモデルにすべきである。
- (5) 技術力の高い中小企業や良質なベンチャーのブランド確立に向けた支援制度を確立する。

- (1) 一体感のない国家のバラバラな日本ブランド体系を整備し、世界対応の「ブランド・ガイドライン」の策定と知的財産庁へ組織替えをする。

①日本の存在感を示す象徴として日の丸国旗がある。しかし、日本や政府を代表する国会議員の名刺にすら国旗が印刷されていないアイデンティティ不在の国である。

各所管省庁の方々の名刺は、省庁ごとにシンボルがあり、横断的に見ると省庁によってバラバラである。

②国のブランド・ガイドラインやブランド戦略なくして、ここまで戦後の経済成長ができたのは、「良い物を安く世界に提供」し、Made in Japan 神話を作り上げた物づくり企業の負うところが大きいである。

③済的新興国の物づくり技術がキャッチアップされ、追い越されつつある現在、日本の経営資源を活かした総合力で日本の存在感を示す時、国家、そして地域レベルのブランド・ガイドライン体系を構築し、一体的・長期的なブランド戦略国家を作り上げる必要がある。

④特許のみならず商標を含む国家ブランド戦略のためにも、その法的な司令塔として特許庁を知的財産庁に組織替えることが急務である。

(2)日本ブランドの効率的・効果的な情報発信をすべく、一貫性のある国家(政府・省庁)のサイトやコミュニケーションツール等の構築をする。

①各省庁のホームページ(サイト)や各種コミュニケーションツールは日本国民のみならず、世界の人々にとっても日本国家を正確に理解する日本ブランドの重要な接点であるが、国旗やナショナルカラーがなく、国家のアイデンティティが不在という印象を受ける。各省庁のサイトを見ると横断的な日本ブランドの一貫性はなく、効率的・効果的な情報発信が行われていない。海外に日本ブランドを情報発信しようとする時、一貫性のある国家のサイトやコミュニケーションツール等の発想が不可欠である。

②国際競争力の高いドイツやスイス等のサイトを見ると、左上に国章とナショナルカラー、省名が入り、全て省庁が横断的な一貫性を保っていて、効率的・効果的な情報発信が行われている。スイスの場合、公用語が4言語のため、各省庁は4言語で表記されている。世界の人々が見てもわかりやすいサイトになっている。

③日本ブランドの確立には、世界からいかに見られるかという視点も考慮し、ブランド・ガイドラインに基づいた一貫性のある国家のサイトやコミュニケーションツール等の構築を急ぐ必要がある。

(3)グローバルな視点から地域資源を掘り起こし、海外対応のために 統一ブランドの保護強化や戦略的活用の支援強化をする。

①各地域のB級グルメのイベントや、そこに登場するユルキャラの演出など、地域の特性を活かした自発的な活動は、安価になった新たなコミュニケーション媒体を活用して目を見張るものがあり、行政当局や各自治体の後方支援には頭が下がる。

②民間主導（民間による民間への働きかけ）の活動は、国内の一定地域に他の地域の方々を呼び込むことが中心である。日本のソフト資源であるこのような活動を海外にも展開しようとする時、海外対応する統一ブランディングの発想が不可欠である。

③第一次産業の6次産業化やクールジャパン構想のもとに、海外進出を進めているが、既存の縦割りに分類された産業や地域の単なる部分としての集積ではなく、地域が競争力ある経営資源を全体として活用していることを進出国にイメージする地域の統一したブランディングが不可欠である。

④ソフト知財である商標の対象範囲が「動き、ホログラム、輪郭のない色彩、位置、音」まで拡大されようとしている。中小・ベンチャー企業が海外進出するにあたり固有に確立した知財が守られるように、特許庁の当該分野の強化を望む。

(4)東北の地域ブランドや中小企業ブランドの再構築を日本のブランドイノベーションモデルとする。

①東北は米、日本酒、果物、水産加工など日本を代表する「食」「農」の生産地域であり、多くの地域ブランドやそれを支える中小企業ブランドも多い。地域の、そして日本の財産である東北の地域ブランドを世界対応する統一ブランディングは日本にとっても重要な戦略テーマである。

②東北には、伝統的な技術や素材、文化など、特色ある資源が多数存在している。こうした資源を戦略的に活用することにより、世界市場でも通用するブランド力のある付加価値の高い商品などを生み出していくことが可能である。

③例えば、東北の「食」と「農」の成長を後押しする国内外の顧客に共通認識してもらう「食」「農」のブランドシステムをつくる。〇〇産、あるいは原材料としての「ササニシキ」ではなく、ブランドとしての「ササニシキ」にすることで、ブランドを基軸にした付加価値の高い商品へと横展開が可能になる。

④農作物に大きなブランド力を持っていた「福島ブランド」に対する負のイメージを払拭するべく、正確な情報発信と共に一日も早い「福島ブランド」の再構築が求められており、日本のブランドイノベーションモデルにするという発想が不可欠である。

(5)高付加価値型の中小・ベンチャー企業のブランド確立に向けた支援制度を確立する。

①技術力の高い中小企業はものづくりの重要な担い手であり、日本のものづくり能力の強化を図り、活力ある経済社会を構築するために、国は技術力ある中小企業に対し事業活動を支援してきた。

②高付加価値型ベンチャーが生まれているものの、国のベンチャー支援の個別制度は十分

といえず、ブランド確立も含めた効果的な支援制度の確立が必要である。

③日本には技術力の高い中小企業が多いといわれるが、ブランド力の高い中小企業は殆どない。このため、折角の支援や投資もブランド確立に至っておらず、単なる技術力ではなく、顧客基点に立ったブランド確立の発想が不可欠である。

④今後、高付加価値型の中小・ベンチャー企業が世界に飛躍するためには、単なる研究支援ではなく、海外対応のブランド確立に向けた支援制度の発想が不可欠である。

IV. 大学改革と挑戦するリーダー人材の育成を

IV-1. 大学改革と挑戦するリーダー人材育成に関する現状と課題

(1)国立大学が独法化され、大学に対する教育・研究支援が徐々に細り、日本の大学財政は危機に瀕してくる。

(2)高齢化する地域で、大学が知の中核としての総合的な社会貢献する連携システムの構築が不十分である。

(3)学生である若者と研究・教育者である大学にとって、この危機を救済するのが、大学発ベンチャーの簇業であるが、累積 2,000 社を超え、30 社 IPO したが、世界に飛躍する技術ベンチャーは存在しない。

(4)縮小する日本人口構造の中で、留学生の受け入れ目標はあっても、世界に飛躍しようとする人材の育成システムがない。

(5)文理融合が叫ばれているが、人材育成の現場まで落とし込まれていない。

IV-2. 大学改革と挑戦するリーダー人材育成に関する提言

(1)大学の財政独立のため、高付加価値型大学発ベンチャー企業の簇業を促す官産学システムを構築する。このために、大学組織として、TLO, インキュベーション、ベンチャーキャピタルを組織し、一体的運営を図る。

(2)大学内教育で、文理融合・リーダー育成教育の徹底化を図る。特に、夢が見える化し、実践に移す挑戦する起業家育成教育を重視する。

(3)産官学の国内外連携を強化し、学生のインターンシップと海外留学を制度化し、世界と日本の経済成長のステージの違い、未知に挑戦する思い、目標を達成した時の感動、仲間との感動の共有を体感することを支援する。

(4)国内外大学と連携し、研究教育者及び学生のビジネスプランコンテストを制度化し、メンターによるインキュベーション等総合的支援制度を確立する。

(1)大学の財政独立のため、高付加価値型大学発ベンチャー企業の簇業を促す官産学エコシステムを構築する。

- ①大学財政の充実には、産学官連携の研究資金の競争的確保は極めて重要であるが、フローの拡大である。研究成果をストック化し、真水ベースで財政に寄与するには、IPOやM&Aの出口を明確にした世界に飛躍する大学発ベンチャーの簇業が不可欠である。
- ②出口を求めるには、大学知財の独立性と戦略的取得・訴訟対応力・研究成果起業への株式投資を含む資本政策等、現状の大学で実行すべき多くのことが残されている。
- ③研究成果を社会に活かすためには、大学産学連携本部、研究を事業に活用したい若手研究者、大学外の技術と事業目利き、研究成果を活用したい先行している起業家、さらに多くの専門家（VC・弁理士・弁護士・会計士）等の、ソフトネットワークの構築の支援が不可欠である。
- ④大学連携のTLO、インキュベーション、VCの各組織を産連本部傘下に設置し、大学知を事業化する意思を明確にし、研究者へのサービス体制を確立する。これらの機関は、国内外の専門家ネットワークを活用する。

(2)大学内教育で、文理融合・リーダー育成教育の徹底化を図る。

- ①大学自治が専門領域体系毎に縦割りになり、大学の総合力が活かされていない。科学や技術等理工系関係と経営経済・法律関係の文系関係が相互乗り入れする文理融合型教育が、極めて重要である。
- ②特に技術ベンチャーにとって、世界の動向を見ながら小規模ではあるが、開発・営業・管理をスピード運営することが不可欠である。ベンチャー企業のトップは、それぞれの専門家や専門集団をコントロールする広い総合的能力が不可欠である。
- ③総合大学には、必ず文理融合型教育を導入し、社会経験豊富なビジネスマンやシニア層を巻き込んだ実践的な文理融合・リーダー育成教育の徹底を図る。多くの起業家教育が、起業家になるための教育よりも、起業家と共に働く教育と化していた。夢が見える化し、実践に移し、リスクに果敢に挑戦する起業家育成教育を徹底する必要がある。
- ④このためには、新規市場や新規事業を切り開いてきた実務家教員の採用や、既存教員の実践留学など大学教員の「起業家育成能力」の向上等を図る必要がある。中小・ベンチャー企業簇業能力を、学内のみならず、社会に情報として開示し、教員評価が、従来型の「研究」「教育」に加えて、「社会貢献」を組み込む必要がある。

(3)産官学の国内外連携を強化し、学生のインターンシップと海外留学を制度化する。

- ①産業のシステム化・大型化が進み、職住接近とは逆の現象が地域に定着して久しい。学生（特に高校・大学）で、身近にリアルなビジネス（お店や工場）に接する機会が少なくなった。逆に、ネット上でビジネスに接する機会が多くなっている。
- ②見て・触って肌で感じるビジネスを体感するための、産学連携ネットワークを構築し、大学の教育システムの中に、一定期間のインターンシップの機会を制度化する。
- ③国内のみならず、成熟化・高齢化・停滞化している日本以外の世界を体験し、若者の意識変革を、海外留学を通して促進することを制度化する。
- ④国内の大学改革で、外国留学生を呼び込むことが叫ばれているが、大学拠点の海外現地化を促進する。

(4)国内外大学と連携し、研究・教育及び学生のビジネスプランコンテストを制度化し、メンターによるインキュベーション等総合的支援制度を確立する。

- ①大学には、時間を要して技術シーズを事業化する研究・教育者領域と短期間にアイデアニーズを事業化する学生領域とが存在する。
- ② 学内の研究・教育者及び学生の両領域が参加する「夢をカタチ」にしたビジネスプランコンテストを制度化し、その優秀者が地域区で、さらに全国区で競い合うようにビジネスプラン甲子園体系を制度化する。
- ③ ビジネスプランの夢を具体的実践に移すために、産学連携ネットワークの中で個々に対応するメンター制度とスタートアップのためのエンジェル・ファンドを組織化し、コンテスト優秀者を共に事業化・市場化まで育成する。

V. 高付加価値型中小・ベンチャー企業簇業による自律する地域づくりを

V-1. 高付加価値型中小・ベンチャー企業簇業による自律する地域づくりに関する現状と課題

- (1)新興成長国を含む市場適地地域に、開発拠点・生産拠点を移す既存大企業が加速的に増大している。
- (2)工場誘致・勤務で当面の税収と雇用を確保できるが、地域独自の開発事業や人材の育成をしているわけではない。
- (3)従来 of 工場誘致型地域で、企業の工場閉鎖・縮小・移転が頻発し、地域で育った人材の雇用確保ができていない。
- (4)ほとんどの地方の人口は減少し、ますますの高齢化が進んでいる。

- (5)グローバル市場で通用するトップ(A)ランク技術やサービスが、地域にはあるにもかかわらず、統一的に棚卸し、その情報すらない。
- (6)各地域には、固有の眠れる経営資源、研究・教育者や若者の場としての大学が存在するにもかかわらず、活かされてない。

V-2. 高付加価値型中小・ベンチャー企業簇業による自律する 地域づくりに関する提言

- (1)地域独自の経営資源の徹底した見直しにより、若者が地域参入できる場づくりを実行するために、従来の国・省庁・地方自治体という縦型組織や産業を超えた、地域総合支援の横連携ネットワークづくりを確立する。
- (2)日本の既存大企業での工場の再編が行われ、優秀な技術者が放出されている。彼らの海外流出を食い止め、能力を発揮するような事業機会を創出するために、新興ベンチャー企業が主導する新たな地域プラットフォーム事業を推進する。
- (3)地域特性を活かした、例えば「アジア地区No. 1」を目指す複合的産業集積を再構築し、自律した地域づくりと、その中で簇業した中小ベンチャー企業のビジネスモデルを内外に展開する。地域に若者が回帰し、永続的発展をデザインした地域を「ベンチャー特区」とし、規制撤廃とインセンティブ支援を行う。
- (4)地域間格差を縮小するために、国内外からの研究者と若者の基点の「場」である大学知を(1)～(3)の活動に組み込み、当該地域の研究者や学生・若者が主体となって活動でき、発信できる場を構築し、中小・ベンチャー企業の簇業を促進する。

- (1)地域独自の経営資源の徹底した見直しにより、若者が地域参入できる場づくりを実行するために、従来の国・省庁・地方自治体という縦型組織や産業を超えた地域総合支援の横連携ネットワークづくりを確立する。

①「自律する地域づくり」には、行政単位で行う場合、交通網など活動地域別に行う場合、さらに、産業バリューチェーン型地域で行う場合等、多様な組み合わせがある。簇業された中小・ベンチャー企業が、いかなる地域の一員になるべきか、行政単位の選択肢が現在ないのが現状である。多様な地域づくりを提示する必要がある。

②地域から育って地域外に就職した若者や、新たに新事業に挑戦しようとする若者を地域に新規に迎え入れるために、既存にある各機関や業界団体毎に、諸手続きをする必要がある。これは、国・省庁・自治体の縦割り組織と無縁ではない。少なくとも、各地域に新規に参入しようとする者の受入れ窓口やその機能を一体化し、ワンストップですべての手続きができるようにすることで、行政の重複とユーザーである中小・ベンチャー企業の煩雑性を排除する。

③特に、地域の農水林業の6次産業化を促進し、第一製品の生産という役割しか果たしていなかった地域産業が、地域外の消費者や海外の市場にまでその取引を拡大するためには、地域外専門家と協力しながら、市場の変化に迅速に対応する意思決定と行動が不可欠である。行政や業界団体の複層的手続きを、簡素化する必要がある。

(2)世界の生産基地と言われたアジア地域の人件費が急増する中、日本の既存大企業での工場の再編が行われ、優秀な技術者が放出されている。彼らの海外流出を食い止め、能力を発揮するような事業機会を創出するために、新興ベンチャー企業が主導する新たな地域プラットフォーム事業を推進する。

①企業誘致で過去潤っていた地域が、大企業の世界戦略の一環として工場の再統合を加速している。工場に勤務していた現場をよく知る優秀な技術者が放出され、日本の競合国である海外企業に流出させないためには、彼らの能力を十分引き出す事業機会を与えなければならない。これには、次の②と③の2つの方法が考えられる。

②これから、あるいはすでに海外に進出しようとしている中小・ベンチャー企業の経営指導のネットワークを組織化し、行動するメンターとして活躍していただくことを制度化すべきである。

③既存の収益力を失った企業は、顧客基点のモノづくり発想に欠け、時代のスピードに乗れなかったと考える。新規産業として、バリューチェーンのリーディングカンパニーやプラットフォーム事業を展開して急成長している新興・ベンチャー企業は多い。地域プラットフォーム事業を推進する体制をとるべきである。

④このようなプラットフォーム企業が活躍する地域こそ、中小・ベンチャー企業が簇業し、新たな産業集積地域として生まれ変わる。

(3)地域特性を活かした、例えば「アジア地区No. 1」を目指す複合的産業集積を再構築し、自律した地域づくりと、その中で簇業した中小ベンチャー企業のビジネスモデルを内外に展開する。地域に若者が回帰し、永続的発展をデザインした地域を「ベンチャー特区」とし、規制撤廃とインセンティブ支援を行う。

①地域の特性を活かした多様性こそ、日本産業のリスクを分散させ、高齢化・成熟国家に相応しい柔構造の日本産業を創りだすことができる。

②「アジアNo. 1を目指す複合産業集積」としての地域が相互に協創し、競い合う地域社会を目指すべきである。その事例を挙げると、次の通りである。

「医療系」：高度医療サービス業＋医療周辺サービス業等

「おもてなし系」：観光業＋教育産業等

「健康増進系」：6次産業＋スポーツ産業等

「エンタメ系」：コンテンツ産業＋芸術・娯楽産業等

③個性ある地域集積を評価し、「ベンチャー特区」として認定する地域には、一点撃破的ではない、次のような総合的インセンティブ制度を組み込む。

- ・関与する行政・公的機関には、中小・ベンチャー企業からの製品やサービスの購入窓口を義務付け、一定割合を予算化する。

- ・簇業するベンチャー企業の行政側支援窓口を一本化し、事務手続きの簡素化と迅速化を図る。

- ・簇業したベンチャー企業には、5年間法人税・地方税の50%減免措置をする。

- ・簇業したベンチャー企業（ソーシャルベンチャーを含む）向けの資金支援のためエンジェルファンド組成を支援し、法人版エンジェルファンドについては、投資額の10～30%の税額控除を法人に認める。このファンドの投資先には、海外からの参加を妨げない。

- ・ファンドとメンター、さらにマーケティング等の機能を持った国内外エンジェル・ネットワークを組成し、起業家の支援を行う。

- ・特に女性起業家や子育て中のご婦人の方の能力を引き出すために、職場型・小地域型保育所や学童制度を充実し、次々世代の人材育成と地域の賑わいを取り戻す。

- ・失敗した起業家の再チャレンジを可能とするために、最低の生活基盤確保のための共済保険制度等を充実する。

- ・ベンチャー特区内の伝統的な内需型企業は、経済発展途上にある海外新興国にとっては、なくてはならない産業や事業の可能性が高い。最先端技術の企業よりも、より貢献度が高い。時間差を活用した中小企業の海外支援を行う。

(4)地域間格差を縮小するために、国内外からの研究者と若者の基点の「場」である大学知を(1)～(3)の活動に組み込み、当該地域の研究者や学生・若者が主体となって活動でき、発信できる場を構築し、中小・ベンチャー企業の簇業を促進する。

①地域内の各大学、行政、金融機関などと総合ネットワークを構築し、大学を中核とした地域における起業や新事業の育成により知のプラットフォームを構築する。地域経済の活性化と雇用創出に繋げていく。

②協力体制が整った地域を求め、実績や将来性を考慮して「ベンチャー特区」と認定し、経営資源を活用し、人材を流動化し、海外大学・地域と連携し、その実効性を高める。

③認定地域には、技術交流の場としてのTLO、技術と事業を育てるインキュベーション、簇業した中小・ベンチャー企業に投資するVCファンドを、一体的に運用する。

④このような活動の「場」を箱物として新たに作ることなく、ネット環境と既存施設の転用・再編により、初期投資を抑え、活力ある若者と経験豊富な熟練者（アクティブシニア）とのコラボを促進する。

以上